

# トライアル雇用奨励金の改正について

資料No.2-3

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、トライアル雇用（※）する事業主に対して奨励金を支給。

《支給額》月額4万円（最大3ヶ月間支給）

※常用雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試用雇用し、求職者の適正や業務遂行性を見極め、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

改正前

ハローワークの紹介  
に限り支給対象

主な対象者の例

ニート  
フリーター  
母子家庭の母等  
父子家庭の父  
生活保護受給者  
日雇労働者  
ホームレス など

※ハローワーク所長が安定した  
職業に就くことが困難であると  
認めた者が対象

ハローワークの  
紹介要件の  
見直し

対象者の拡大

改正後

ハローワークの紹介に加え、一定の要件を満たした民間の職業紹介事業者や大学等の紹介による場合も支給対象

主な対象者の例

ニート、フリーター  
学卒未就職者  
育児等でキャリアブランクのある者  
母子家庭の母等、父子家庭の父  
生活保護受給者、日雇労働者  
ホームレス など

※ハローワーク所長の認定は不要